

第 19 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 33 年足立区条例第 1 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 2 の 94 の項中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、
同表 95 の項中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

毒物及び劇物取締法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、
この条例案を提出いたします。